

株 主 各 位

大阪府豊中市千成町3丁目5番3号  
**松尾電機株式會社**  
代表取締役社長 常 俊 清 治

## 第69回定時株主總會招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主總會を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいませようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主總會参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日(水曜日)正午までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 大阪府豊中市本町3丁目1番16号  
ホテルアイボリー 3階 オーキッドホール
3. 目的事項  
報告事項 1 第69期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2 第69期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役3名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 補欠の監査役1名選任の件

以 上

(次頁もご覧下さい。)

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎法令並びに当社定款第17条の規定に基づき、連結注記表、個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ncc-matsuo.co.jp/ir>) に掲載しておりますので、本通知には記載しておりません。したがって、本通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  - ◎本通知の添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ncc-matsuo.co.jp/ir>) に掲載させていただきます。
  - ◎本年より、株主の皆様へ平等に利益を還元することを重視し、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の電子情報産業の世界生産額は、前年同期に比べて増加傾向で推移しました。この主な要因は、世界経済の堅調な推移に歩調を合わせ、あらゆるモノがインターネットに繋がる I o T (Internet of Things) 化の進展による新たな価値創造、ソリューションサービスの需要拡大、スマートフォンの高機能化及び自動車の電装化率向上等による電子部品・デバイスの需要増加等によるものです。

このような環境のもとで、当社グループの売上高につきましては、当社の販売重点市場及び製品である、自動車電装を始めとするカーエレクトロニクス分野、家庭用火災報知器及び補聴器向けのタンタルコンデンサ、リチウムイオン電池向けの高電流ヒューズ並びに車載用回路保護素子が増加しました。また、地域別では、海外売上高は東アジア地区を中心に減少しましたが、国内売上高が増加しました。

この結果、当社グループの業績は、売上高につきましては、前年同期比5.6%増加して47億3千3百万円となり、損益につきましては、採算重視の営業活動の実施、前連結会計年度に実施しました一部の回路保護素子製品の生産地集約による効果並びに販売費及び一般管理費の減少が寄与し、営業利益は1億4千3百万円（前年同期比4億6千5百万円改善）となり、経常利益は、為替差益2千1百万円を計上した結果、1億5千9百万円（前年同期比4億6千5百万円改善）となりました。

しかしながら、特別利益として、保有する有価証券の売却による投資有価証券売却益1億2千8百万円、特別損失として、コンデンサ取引に関する当局等の調査対応のための弁護士報酬及び欧州連合（EU）の欧州委員会（European Commission）からの制裁金賦課に伴う独占禁止法等関連損失3億7千3百万円を、それぞれ計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は、1億1千6百万円（前年同期比10億9千3百万円改善）となりました。

このため、遺憾ながら、平成30年3月期の期末配当は無配とさせていただきますと存じます。株主の皆様には誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

なお、当連結会計年度の事業別の概況は、次のとおりであります。

#### ① タンタルコンデンサ事業

タンタルコンデンサ事業につきましては、自動車電装を始めとするカーエレクトロニクス分野、家庭用火災報知器及び補聴器向けの需要が増加しました。この結果、当連結会計年度のタンタルコンデンサ事業の売上高は、39億6千6百万円と前年同期比5.7%増加し、総売上高に占める比率は83.8%と前年同期比0.2ポイント上昇しました。

## ②回路保護素子事業

回路保護素子事業につきましては、リチウムイオン電池向けの高電流ヒューズ及び車載用回路保護素子の需要が増加しました。この結果、当連結会計年度の回路保護素子事業の売上高は、6億円と前年同期比3.3%増加し、総売上高に占める比率は12.7%と前年同期比0.3ポイント低下しました。

## ③その他

その他の売上高は、1億6千7百万円と前年同期比10.1%増加し、総売上高に占める比率は3.5%と前年同期比0.1ポイント上昇しました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1億2千3百万円で、主として、回路保護素子の増産設備及びラインアップの拡充のための生産設備等に投資を行いました。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

電子情報産業の今後の見通しにつきましては、スマートフォンを始めとするインターネットに繋がる機器の高機能化及び安全安心ニーズから自動運転支援技術等を搭載した自動車の需要拡大や電装化率の増加が見込まれます。しかしながら、一方で、電子部品業界の今後につきましては、顧客からの価格、信頼性、品質に対する要求がますます強くなり、競争激化により厳しい状況が継続すると予想されます。また、タンタルコンデンサ業界では、原材料の値上げ及びセラミックコンデンサへの置き換え進展という課題もあります。

当社グループとしましては、平成29年4月1日を起点とする中期経営計画（平成30年3月期から平成32年3月期まで）を推進し、平成30年3月期は、目標とした営業損益の黒字化を達成しました。今後も、売上高及び営業利益の増加を課題とします。

そのための施策として、下面電極構造のタンタルコンデンサ、車載用回路保護素子及び高電流ヒューズを販売重点製品と定め、全社的な顧客対応力を強化します。特に、高電流ヒューズにつきましては、顧客ニーズに対応したラインアップの拡充（高寿命特性品、電圧耐性向上品）を完了します。また、採算重視の営業活動の継続、戦略的製品の在庫の保持による販売機会の損失防止及び製造原価低減、不採算品種の販売見直し及び生産中止等により、採算性の向上を図ります。以上の事項を着実に推進することにより、利益体質の基盤を強化する所存です。

なお、当社グループは、コンデンサ製品の取引に関して当局の調査等を受けていますが、その内容は、「1. 企業集団の現況に関する事項(15)その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおりです。

株主の皆様におかれましても、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第66期	第67期	第68期	第69期 (当連結会計年度)
	(平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)	(平成27年4月1日～ 平成28年3月31日)	(平成28年4月1日～ 平成29年3月31日)	(平成29年4月1日～ 平成30年3月31日)
売 上 高	千円 5,648,444	千円 4,684,525	千円 4,484,123	千円 4,733,831
経 常 利 益	千円 △238,076	千円 △300,639	千円 △306,572	千円 159,425
親会社株主に帰属 する当期純利益	千円 △1,139,001	千円 △1,597,448	千円 △1,209,390	千円 △116,053
1株当たり当期純利益	円 △442.80	円 △621.15	円 △470.31	円 △45.14
総 資 産	千円 8,061,681	千円 7,207,337	千円 6,259,855	千円 6,063,965
純 資 産	千円 5,589,893	千円 3,870,053	千円 2,691,251	千円 2,548,754

(注) 1. △は損失を示します。

- 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
- 平成29年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っておりますが、第66期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
- 第66期に経常損失が発生した主たる要因は、販売価格の下落及び売上高の減少によるものであり、親会社株主に帰属する当期純損失が発生した主たる要因は、それらに加えて、固定資産に係る減損損失の計上及びコンデンサ取引に関する当局等の調査対応のための弁護士費用等の計上によるものです。
- 第67期に経常損失が発生した主たる要因は、売上高の大幅な減少によるものであり、親会社株主に帰属する当期純損失が発生した主たる要因は、それらに加えて、独占禁止法等関連損失及びたな卸資産廃棄損の計上によるものです。
- 第68期に経常損失が発生した主たる要因は、売上高の減少及び販売価格の下落によるものであり、親会社株主に帰属する当期純損失が発生した主たる要因は、それらに加えて、独占禁止法等関連損失、生産設備集約化に伴う事業拠点再構築費用及び固定資産に係る減損損失の計上によるものです。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
島根松尾電子株式会社	千円 100,000	100%	フィルムコンデンサ・ 回路保護素子の 製造

### ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは小型高信頼度コンデンサ及び回路保護素子の製造販売を主な事業としております。品質第一をモットーとする当社グループでは、国際的にトップレベルの品質を追求し、また、小型化、高機能化、低価格化、環境課題への対応等の顧客ニーズに対応し、カーエレクトロニクス分野・小型携帯電子機器・制御機器・宇宙衛星等にご採用いただいております。

## (8) 主要な事業所

### ① 当社

本社		大阪府豊中市
営業所	東日本営業部	東京都千代田区
	中部日本営業部	愛知県安城市
	西日本営業部	大阪府豊中市
工場	福知山工場	京都府福知山市
	本社工場	大阪府豊中市

### ② 子会社

島根松尾電子株式会社	島根県出雲市
------------	--------

## (9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
289名	-25名

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	750,000千円
株式会社三井住友銀行	400,000千円
株式会社百十四銀行	200,000千円

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日をもって商号変更し、株式会社三菱UFJ銀行となりました。

## (11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (12) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- (13) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (14) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分  
の状況  
該当事項はありません。
- (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、コンデンサ製品の取引に関して、中国等の当局による調査を受けています。また、米国及びカナダにおいて、当社グループを含む複数の日本企業等を相手取り、集団訴訟が提起されています。

当社グループは、平成30年3月に、欧州連合（EU）の欧州委員会（European Commission）から、824,000ユーロ（約108百万円）の制裁金の賦課を内容とする決定命令を受領し、当連結会計年度において、当該金額を特別損失に計上しました。

上記以外の調査結果等については、当連結会計年度末現在において具体的な動きはありません。これらの調査の結果等により、当社グループの事業、業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループにおいては、今後も独占禁止法等に関連する支払の発生が見込まれる状況の中、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象等が存在しておりますが、当社グループは、当該重要事象等を改善するため、平成29年4月1日を起点とする中期経営計画（平成30年3月期から平成32年3月期まで）を推進し、平成30年3月期は、目標とした営業損益の黒字化を達成することができました。今後も、売上高及び営業利益の増加を課題とし、各対応策を進めていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しています。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |           |             |
|-----------|-------------|
| ①発行可能株式総数 | 10,000,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 2,572,000株  |
| ③株主数      | 3,114名      |
| ④大株主      |             |

株 主 名	持 株 数	持株比率
松 尾 電 機 投 資 会	191 <sup>千株</sup>	7.44 <sup>%</sup>
松 尾 浩 和	137	5.36
株式会社三菱東京UFJ銀行	116	4.51
松尾電機従業員持株会	77	3.00
日本生命保険相互会社	75	2.95
村 山 信 也	61	2.39
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	47	1.83
明治安田生命保険相互会社	40	1.56
中 野 孝 一	35	1.38
三 原 徹 之	32	1.24

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(1,453株)を控除して計算しております。  
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日をもって商号変更し、株式会社三菱UFJ銀行となりました。

### ⑤その他株式に関する重要な事項

平成29年10月1日付で、単元株式数を1,000株から100株への変更及び普通株式10株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、発行可能株式総数が10,000,000株、発行済株式の総数が2,572,000株となっております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
常 俊 清 治	代表取締役社長	執行役員 (重要な兼職の状況) 島根松尾電子株式会社 代表取締役社長
網 谷 嘉 寛	取 締 役	執行役員総務経理部門長 (重要な兼職の状況) 島根松尾電子株式会社 取締役
古 賀 寛 之	取 締 役	執行役員海外営業部門長
石 井 啓 之	取 締 役	(重要な兼職の状況) 公認会計士
織 田 真 一	監査役(常勤)	(重要な兼職の状況) 島根松尾電子株式会社 監査役
塩 川 吉 孝	監 査 役	(重要な兼職の状況) 弁護士
山 本 茂 文	監 査 役	

- (注) 1. 監査役 織田真一は、財務・会計に関する適切な知見を有しております。  
 2. 取締役 石井啓之は、社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。  
 3. 監査役 塩川吉孝及び監査役 山本茂文は、社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

<ご参考>当社は、執行役員制度を導入しており、平成30年1月開催の取締役会において、各担当業務遂行に必要な見識等を有していることを理由として、以下のとおり取締役を兼務しない執行役員を選任し、各氏は、平成30年3月に就任いたしました。

氏 名	担当及び重要な兼職の状況
岸 下 学	執行役員生産部門長 (重要な兼職の状況) 島根松尾電子株式会社 執行役員生産部門長
山 地 正 人	執行役員経営・調達管理部門長兼内部監査室長
宮 田 智 彦	執行役員国内営業部門長 (重要な兼職の状況) 島根松尾電子株式会社 取締役
川 上 隆 史	執行役員開発部門長
上 田 國 晴	執行役員品質保証部門長兼品質管理部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 石井啓之、社外監査役 塩川吉孝及び社外監査役 山本茂文との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 4名	33,620千円	(うち社外取締役 1名	6,600千円)
--------	----------	-------------	----------

監査役 3名	18,240千円	(うち社外監査役 2名	8,400千円)
--------	----------	-------------	----------

(注) 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

## (4) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

社外取締役 石井啓之

当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席し、必要に応じ、公認会計士としての経験・専門的見地から発言を行っております。

社外監査役 塩川吉孝

当事業年度中に開催された取締役会17回のうち16回に出席、また、当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席し、必要に応じ、弁護士としての経験・専門的見地から発言を行っております。

社外監査役 山本茂文

当事業年度中に開催された取締役会17回のうち16回に出席、また、当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席し、必要に応じ、金融機関業務経験者としての立場から発言を行っております。

### ③上記内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 23,000千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における監査の職務状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 23,800千円

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として合意された手続業務を委託し対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社法及び金融商品取引法に基づく内部統制システム構築に関する基本方針及び当該体制の運用状況は次のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①代表取締役社長は、取締役及び執行役員（以下、総称して本項において「役員」という）の中からコンプライアンス管理担当役員を指名する。
  - ②コンプライアンス管理担当役員は、当社グループのコンプライアンス管理体制を構築する責任と権限を有し、各役員は自己の分掌範囲においてコンプライアンス管理体制を整備する。
  - ③コンプライアンス最優先の一環として、社会的秩序や健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、統轄部署を設置し、警察署及び顧問弁護士等と連携し、断固とした姿勢で臨み、一切の関係を遮断する。
  - ④代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し当社グループの内部監査体制を構築する。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
次の経営管理システムを用いて取締役の職務執行の効率性を確保する。
  - ①役員により構成される経営会議を開催し会社に影響を及ぼす重要事項の審議及び部門ごとの目標と実績の進捗管理を実施する。
  - ②経営環境の変化により迅速に対応するために執行役員制度の機能の充実を図る。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は、取締役の職務の執行に係る重要書類については10年以上保管するものとし必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ①代表取締役社長は、役員の中からリスク管理担当役員を指名する。
  - ②リスク管理担当役員は、当社グループのリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、各役員は自己の分掌範囲においてリスク管理体制を整備する。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役が使用人を求めた場合は職務を補助するスタッフを配置し、そのスタッフは監査役の指示、命令により業務を遂行する。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ①監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と必要に応じて会合を行う。
  - ②監査役は、経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人から報告及び意見を求めることができる。
  - ③役員は、法令及び定款に違反する行為を発見した場合、会社に著しい損害あるいは不利益が生じた場合等は監査役に報告する。

- ④監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
  - ⑤監査役が、監査役の職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。
- (7) **当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ①子会社の業務執行の最高責任者は、経営会議に出席し子会社の事業の状況、リスク管理及びその他取締役の職務に係る事項の報告を行う。
  - ②コンプライアンス管理担当役員は、当社グループのコンプライアンス管理体制を構築する。
  - ③リスク管理担当役員は、当社グループのリスク管理体制を構築する。
  - ④当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施する役割を担う。
- (8) **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- ①代表取締役社長は、役員の中から内部統制システム運用責任者を指名する。
  - ②内部統制システム運用責任者は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すべく明確な職務分掌、内部監査体制を構築する。
  - ③内部統制システム運用責任者は、資産の取得、使用及び処分を正当な手続き及び承認の下で行うために明確な規程、職務分掌、内部監査体制を構築する。
- (9) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**
- ①代表取締役社長が、コンプライアンス管理担当役員及びリスク管理担当役員を指名し通達で職制を通じて周知している。
  - ②役員により構成される経営会議を定期的で開催し、コンプライアンス管理担当役員及びリスク管理担当役員がそれぞれの事項を文書で報告している。
  - ③取締役会を定期的で開催し、監査役も出席した上で取締役や使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していること並びに取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確認している。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
資 産 の 部	6,063,965	負 債 の 部	3,515,211
流 動 資 産	4,427,794	流 動 負 債	2,570,002
現金及び預金	1,537,196	支払手形及び買掛金	644,913
受取手形及び売掛金	1,134,481	短期借入金	1,350,000
電子記録債権	340,101	未払金	243,990
製 品	624,490	リ ー ス 債 務	18,220
仕 掛 品	444,816	未払法人税等	14,007
原材料及び貯蔵品	327,311	設備関係支払手形	44,718
そ の 他	20,870	そ の 他	254,151
貸倒引当金	△ 1,474		
固 定 資 産	1,636,170	固 定 負 債	945,208
有形固定資産	1,536,782	長期未払金	369,184
建物及び構築物	367,919	リ ー ス 債 務	30,030
機械装置及び運搬具	298,256	繰延税金負債	99,829
土 地	783,195	環境対策引当金	9,322
リ ー ス 資 産	29,090	退職給付に係る負債	429,227
そ の 他	58,321	資 産 除 去 債 務	7,615
無形固定資産	59,999		
投資その他の資産	39,388	純 資 産 の 部	2,548,754
投資有価証券	15,000	株 主 資 本	2,405,083
そ の 他	24,388	資 本 金	2,219,588
		資 本 剰 余 金	302,662
		利 益 剰 余 金	△ 115,641
		自 己 株 式	△ 1,526
		その他の包括利益累計額	143,671
		繰延ヘッジ損益	△ 48
		退職給付に係る調整累計額	143,720
資 産 合 計	6,063,965	負 債 純 資 産 合 計	6,063,965

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		4,733,831
売 上 原 価		3,694,005
売 上 総 利 益		1,039,825
販売費及び一般管理費		896,528
<b>営 業 利 益</b>		<b>143,296</b>
営業外収益		
受 取 利 息	116	
受 取 配 当 金	5,997	
為 替 差 益	21,942	
そ の 他	6,398	34,456
営業外費用		
支 払 利 息	15,770	
そ の 他	2,557	18,327
<b>経 常 利 益</b>		<b>159,425</b>
<b>特 別 利 益</b>		
投資有価証券売却益	128,096	128,096
<b>特 別 損 失</b>		
固 定 資 産 除 却 損	1,891	
固 定 資 産 売 却 損	5,121	
独占禁止法等関連損失	373,570	
事業拠点再構築費用	4,413	
減 損 損 失	10,390	395,388
<b>税金等調整前当期純損失(△)</b>		<b>△ 107,866</b>
法人税、住民税及び事業税	8,186	
法 人 税 等 調 整 額	—	8,186
<b>当 期 純 損 失 ( △ )</b>		<b>△ 116,053</b>
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		—
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△ 116,053

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2, 219, 588	3, 341, 270	△ 3, 038, 195	△ 931	2, 521, 732
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失(△)			△ 116, 053		△ 116, 053
資本剰余金から 利益剰余金への振替		△ 3, 038, 607	3, 038, 607		—
自己株式の取得				△ 595	△ 595
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 3, 038, 607	2, 922, 553	△ 595	△ 116, 648
当 期 末 残 高	2, 219, 588	302, 662	△ 115, 641	△ 1, 526	2, 405, 083

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	107, 730	△ 55	61, 843	169, 519	2, 691, 251
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失(△)					△ 116, 053
資本剰余金から 利益剰余金への振替					—
自己株式の取得					△ 595
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 107, 730	6	81, 876	△ 25, 847	△ 25, 847
当 期 変 動 額 合 計	△ 107, 730	6	81, 876	△ 25, 847	△ 142, 496
当 期 末 残 高	—	△ 48	143, 720	143, 671	2, 548, 754

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

松尾電機株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本伸吾 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 土居一彦 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、松尾電機株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松尾電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
資 産 の 部	6,006,003	負 債 の 部	3,600,902
流 動 資 産	4,290,002	流 動 負 債	2,561,501
現金及び預金	1,494,192	支 払 手 形	179,808
受 取 手 形	188,647	買 掛 金	454,361
電子記録債権	340,101	短 期 借 入 金	1,350,000
売 掛 金	945,834	リ ー ス 債 務	18,220
商品及び製品	587,856	未 払 金	241,666
仕 掛 品	393,648	未 払 費 用	228,927
原材料及び貯蔵品	283,119	未 払 法 人 税 等	13,568
前 払 費 用	5,582	預 り 金	7,713
関係会社短期貸付金	23,454	設 備 関 係 支 払 手 形	43,608
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	30,000	営 業 外 支 払 手 形	23,454
そ の 他	12,003	そ の 他	173
貸 倒 引 当 金	△ 14,437		
固 定 資 産	1,716,001	固 定 負 債	1,039,400
有 形 固 定 資 産	1,493,503	リ ー ス 債 務	30,030
建 物	353,007	繰 延 税 金 負 債	99,829
構 築 物	10,603	退 職 給 付 引 当 金	531,056
機 械 及 び 装 置	294,072	環 境 対 策 引 当 金	9,300
車 両 運 搬 具	299	長 期 未 払 金	369,184
工具、器具及び備品	50,737		
土 地	755,692	純 資 産 の 部	2,405,101
リ ー ス 資 産	29,090	株 主 資 本	2,405,150
無 形 固 定 資 産	59,152	資 本 金	2,219,588
借 地 権	21,411	資 本 剰 余 金	302,662
ソフトウェア	7,152	資 本 準 備 金	302,662
ソフトウェア仮勘定	24,575	利 益 剰 余 金	△ 115,574
そ の 他	6,013	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 115,574
投資その他の資産	163,345	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 115,574
投資有価証券	15,000	自 己 株 式	△ 1,526
出 資 金	200		
関係会社長期貸付金	218,500	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 48
そ の 他	23,895	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 48
貸 倒 引 当 金	△ 94,250		
資 産 合 計	6,006,003	負 債 純 資 産 合 計	6,006,003

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	4,733,831
売 上 原 価	3,727,139
売 上 総 利 益	1,006,691
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	844,138
<b>営 業 利 益</b>	<b>162,553</b>
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,451
受 取 配 当 金	5,997
為 替 差 益	21,960
そ の 他	5,582
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	15,770
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	32,618
そ の 他	1,440
<b>経 常 利 益</b>	<b>148,716</b>
<b>特 別 利 益</b>	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	128,096
<b>特 別 損 失</b>	
固 定 資 産 除 却 損	1,534
固 定 資 産 売 却 損	5,121
独 占 禁 止 法 等 関 連 損 失	373,570
事 業 拠 点 再 構 築 費 用	4,413
<b>税 引 前 当 期 純 損 失(△)</b>	<b>△ 107,827</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,747
法 人 税 等 調 整 額	—
<b>当 期 純 損 失(△)</b>	<b>△ 115,574</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	2,219,588	3,341,270	3,341,270	554,897	300,000	△ 3,893,504	△ 3,038,607
当 期 変 動 額							
当期純損失(△)						△ 115,574	△ 115,574
資本剰余金から 利益剰余金への振替		△ 3,038,607	△ 3,038,607	△ 554,897	△ 300,000	3,893,504	3,038,607
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計		△ 3,038,607	△ 3,038,607	△ 554,897	△ 300,000	3,777,929	2,923,032
当 期 末 残 高	2,219,588	302,662	302,662	—	—	△ 115,574	△ 115,574

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△ 931	2,521,320	107,730	△ 55	107,675	2,628,996
当 期 変 動 額						
当期純損失(△)		△ 115,574				△ 115,574
資本剰余金から 利益剰余金への振替		—				—
自己株式の取得	△ 595	△ 595				△ 595
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△ 107,730	6	△ 107,724	△ 107,724
当期変動額合計	△ 595	△ 116,170	△ 107,730	6	△ 107,724	△ 223,894
当 期 末 残 高	△ 1,526	2,405,150	—	△ 48	△ 48	2,405,101

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

松尾電機株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本伸吾 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 土居一彦 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松尾電機株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議、経営計画・部門計画発表会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所・子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日  
松尾電機株式会社 監査役会  
常勤監査役 織田 真一 ㊟  
社外監査役 塩川 吉孝 ㊟  
社外監査役 山本 茂文 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役3名選任の件

取締役 常俊清治、網谷嘉寛及び古賀寛之の3名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1	つね とし きよ はる 常 俊 清 治 (昭和36年9月15日生)	昭和61年3月 当社入社 平成17年9月 当社コンデンサ開発・技術部門 コンデンサ新商品開発部長 平成20年3月 当社執行役員コンデンサ開発部 門長 平成24年6月 当社取締役執行役員コンデンサ 開発部門長 平成25年3月 当社取締役執行役員開発部門長 平成26年3月 当社取締役執行役員経営戦略担 当 平成26年6月 当社代表取締役社長執行役員 平成27年3月 当社代表取締役社長執行役員兼 開発部門長 平成28年3月 当社代表取締役社長執行役員 現在に至る  (重要な兼職の状況) 島根松尾電子株式会社 代表取締役社長  取締役候補者とした理由  当社代表取締役社長として企業経営に精通し、 必要とされる見識を有していることから、取 締役候補者に選任します。	11,140株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
2	あみ たに よし ひろ 網 谷 嘉 寛 (昭和35年1月26日生)	昭和57年3月 当社入社 平成24年3月 当社執行役員総務部門長兼経 理部門長 平成24年6月 当社取締役執行役員総務部門長 兼経理部門長 平成26年3月 当社取締役執行役員総経理部 門長 現在に至る  (重要な兼職の状況) 島根松尾電子株式会社 取締役	5,387株
		取締役候補者とした理由	
		当社取締役執行役員総経理部門長として管理的業務に精通し、必要とされる見識を有していることから、取締役候補者に選任します。	
3	こ が ひろ ゆき 古 賀 寛 之 (昭和34年10月7日生)	平成19年1月 当社入社 平成23年3月 当社営業部門海外営業部長 平成28年3月 当社執行役員営業部門長兼海外 営業部長 平成28年6月 当社取締役執行役員営業部門長 兼海外営業部長 平成30年3月 当社取締役執行役員海外営業部 門長 現在に至る	1,798株
		取締役候補者とした理由	
		当社取締役執行役員海外営業部門長として海外市場の営業業務に精通し、必要とされる見識を有していることから取締役候補者に選任します。	

(注) 候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 織田真一は、本総会終結の時をもって辞任しますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
※ はやし のぶ つな 林 信 綱 (昭和31年12月23日生)	昭和58年3月 当社入社 平成18年3月 当社営業部門西日本営業部長 平成23年3月 当社経営管理部長 平成26年3月 当社調達部門購買課長 平成28年9月 当社営業部門営業管理部長 平成30年3月 当社国内営業部門営業管理部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 島根松尾電子株式会社 監査役	2,000株
	監査役候補者とした理由	
	上記の経歴を有し、当社営業部門、同経営管理部門及び同調達部門と幅広い業務を経験し、当社の業務内容に精通し、かつ財務・会計に関する適切な知見も有していることから監査役候補者に選任します。	

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
 2. ※印は新任候補者であります。

### 第3号議案 補欠の監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役として1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠の監査役の選任の効力は、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
みたらいとおる 御手洗徹 (昭和26年2月1日生)	昭和50年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 平成18年7月 オリックス株式会社入社 平成19年1月 ORIX Asia Ltd. 取締役社長 平成23年3月 ORIX Asia Ltd. 退社 平成23年6月 当社監査役 平成27年6月 当社監査役退任 平成28年3月 株式会社ダイキアクス取締役 現在に至る	— 株

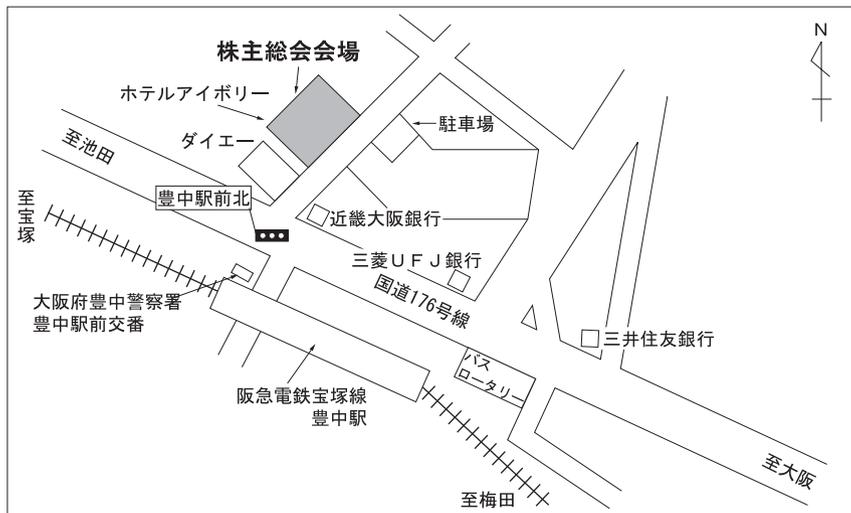
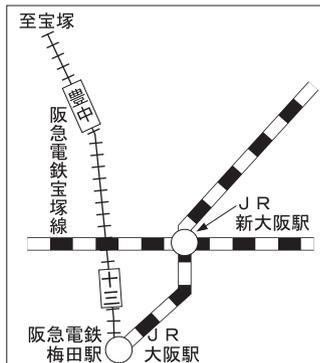
- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 御手洗徹は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏が監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の規則等に定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 御手洗徹は、金融機関業務経験者として高い見識を有し、かつ4年間当社の社外監査役として、当社の取締役会及び監査役会等に出席しその職責を適切に遂行していたことから、補欠の監査役として適任と判断し選任をお願いするものであります。
4. 御手洗徹が監査役に就任した場合、当社は、御手洗徹との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

以上



# 株主総会会場ご案内図

場所 大阪府豊中市本町3丁目1番16号  
ホテルアイボリー 3階  
オーキッドホール  
電話 (06)6849-1111 (代表)



[交通のご案内] 阪急電鉄宝塚線豊中駅北改札口より徒歩約5分